

産業廃棄物の適正処理について  
事業者の皆様へ

平成29年10月

柏市 環境部 産業廃棄物対策課

# 【 目 次 】

## I 廃棄物とは

- 1 廃棄物の定義
- 2 産業廃棄物と一般廃棄物
- 3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物

## II 産業廃棄物の処理責任

- 1 排出事業者の責任
- 2 処理業と施設設置の許可
- 3 排出事業場での保管の基準

## III 産業廃棄物の処理基準

- 1 収集運搬の基準
- 2 処分の基準
- 3 禁止行為

## IV 産業廃棄物処理の委託

- 1 委託基準
- 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 3 再委託の禁止

## V 特別管理産業廃棄物の取扱い

- 1 特別管理産業廃棄物を排出する事業者の責務
- 2 特別管理産業廃棄物の保管・処理（収集運搬・処分）

## VI 帳簿の記録及び保存

## VII 定期報告事項

- 1 多量排出事業者の処理計画・実施状況の報告
- 2 産業廃棄物管理票交付状況の報告
- 3 PCB廃棄物の保管及び処理状況の報告

## ■参考資料URL

- 本パンフレットは、主に産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の適正処理のための制度について、分かりやすく簡潔にまとめたものです。詳細につきましては、法令の条文等を必ず確認してください。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「法」又は「廃棄物処理法」と、「柏市産業廃棄物不適正処理防止条例」を「不適正処理防止条例」と省略して表記しています。

# I 廃棄物とは

## 1 廃棄物の定義

廃棄物処理法では、廃棄物について「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定めています。

環境省通知では、廃棄物とは「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの」をいい、廃棄物に該当するか否かは「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること」としています。

有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- ①気体状のもの
- ②放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- ⑥他の法律（鉱山法、下水道法（下水道から除去した汚泥を除く。）、水質汚濁防止法等）で規制される廃棄物（それらを所管する法律により規制される）

## 2 産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、表1の20種類に該当するもの（業種指定があるものについては指定された業種に該当する場合）を「産業廃棄物」とし、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」としています。

産業廃棄物の処理は排出事業者が、一般廃棄物の処理は市町村が、責任を負うこととされています。

## 3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物

産業廃棄物・一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものを、それぞれ、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として定め、特別な取扱いをすることとしています。

図1 産業廃棄物と一般廃棄物の判断フロー

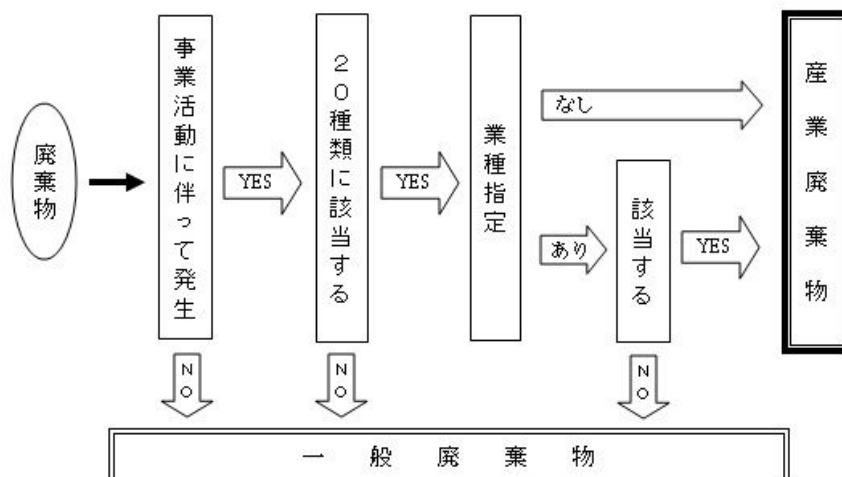


表1 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の種類

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭がら灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、ビルピット汚泥（し尿を含まないもの。）、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など、すべてのアルカリ性廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業 } に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業 } において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと紙くずの混合物）等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
特別管理産業廃棄物	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着若しくは封入された廃プラスチック類又は金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着したがれき類
	有害産業廃棄物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	有害産業廃棄物	廃石綿等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等
	有害産業廃棄物	廃水銀等及びその処理物	特定の施設から発生した廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品を除く）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの
	有害産業廃棄物	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの

## II 産業廃棄物の処理責任

### 1 排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任において適正に処理しなければなりません。「自己の責任において適正に処理」する方法は次の2つです。

- ① 事業者は、自らが排出した産業廃棄物を、処理基準に従って、自ら処理する。
- ② 事業者は、自らが排出した産業廃棄物の処理を、委託基準に従って、許可業者に委託する。

建設工事に伴って発生する産業廃棄物については、元請業者が排出事業者であり、処理責任を負うことになります。

下請業者は、処理業許可を得ずに廃棄物の運搬や処分を行うことはできません。

(例外 : 請負金額500万円以下の改装・修繕等の工事に伴い発生した特別管理廃棄物以外の廃棄物を、元請業者の県内あるいは隣接都県の排出場外保管場へ、一回当たり1m<sup>3</sup>以下と明確に分かるよう容器を用いる等して行う運搬で、途中で保管をしない、事前に契約書に明記する、必要事項を記載した書面を携行する等の条件を全て満たす場合は、下請負人が排出事業者として運搬することができる。)

### 2 処理業と施設設置の許可

- (1) 自らが排出した産業廃棄物を自ら処理する行為について許可は必要ありませんが、他者の排出した産業廃棄物の処理(収集運搬・処分)を業として行うときは、管轄地域の都道府県知事・政令市長の許可を受けなければなりません。
- (2) 廃棄物処理法により定められた産業廃棄物処理施設については、施設設置に際して管轄地域の都道府県知事・政令市長の許可を受けなければなりません。
- (3) 不適正処理防止条例により定められた小規模産業廃棄物処理施設については、施設設置に際して市長の許可を受けなければなりません。

### 3 排出事業場での保管の基準

- (1) 保管場所の周囲に囲いが設けられていること(産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合は、構造耐力上安全であること)。
- (2) 産業廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設置すること。
  - ① 掲示板の大きさは縦横60cm以上
  - ② 掲示板に表示する事項  
産業廃棄物の保管場所である旨、保管する廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、管理者の氏名又は名称・連絡先、最高保管高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(3) 保管の場所から産業廃棄物が飛散，流出，地下浸透，悪臭の発散のないよう次の措置を講ずること。

- ① 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には，排水溝その他の必要な設備を設けるとともに，底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ② 屋外で容器を用いずに保管する場合は，次の高さの上限を超えないこと。
  - ア 廃棄物が囲いに接しない場合……囲いの下端から勾配50%
  - イ 廃棄物が構造耐力上安全な囲いに接する場合……囲いの内側2mまでは，囲いの上端より50cm，2m以上内側は，2m線から勾配50%
- ③ その他必要な措置

(4) 保管の場所には，ねずみ，蚊，はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には，次に掲げる措置を講ずること。

- ① 保管の場所には石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように，仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ② 覆いを設けること，梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

(6) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には，保管の場所には，水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように，仕切りを設ける等の措置を講ずること。

図2 保管場所の掲示板の例

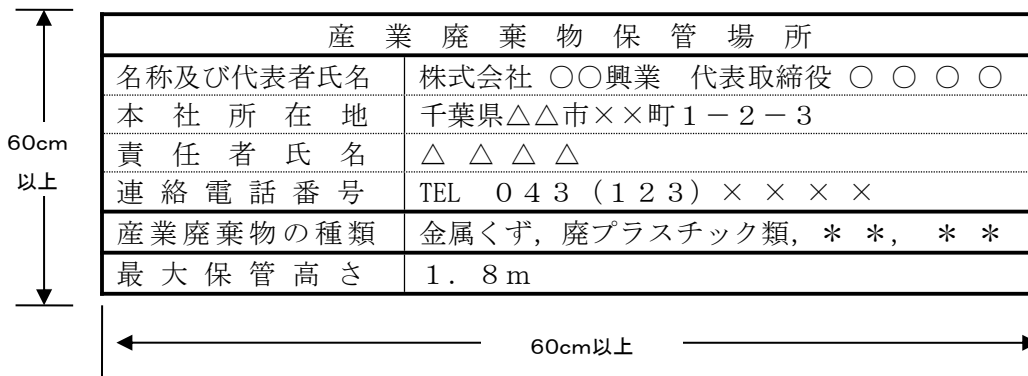
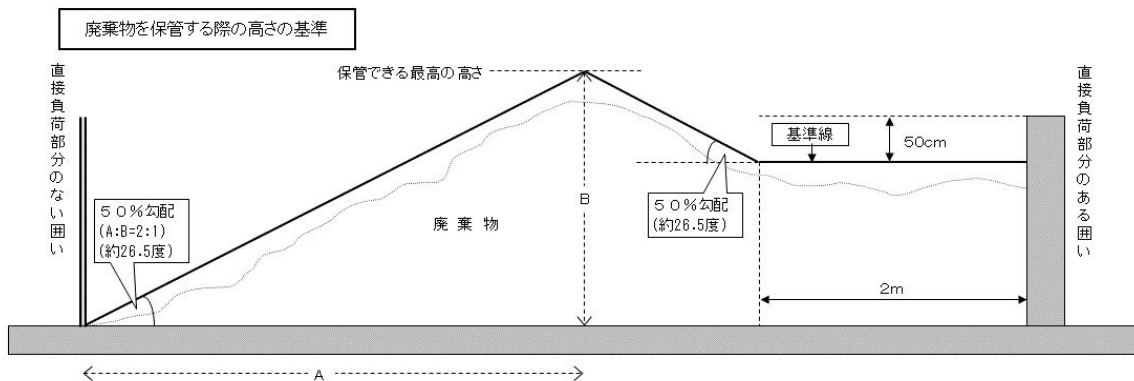


図3 保管の高さ

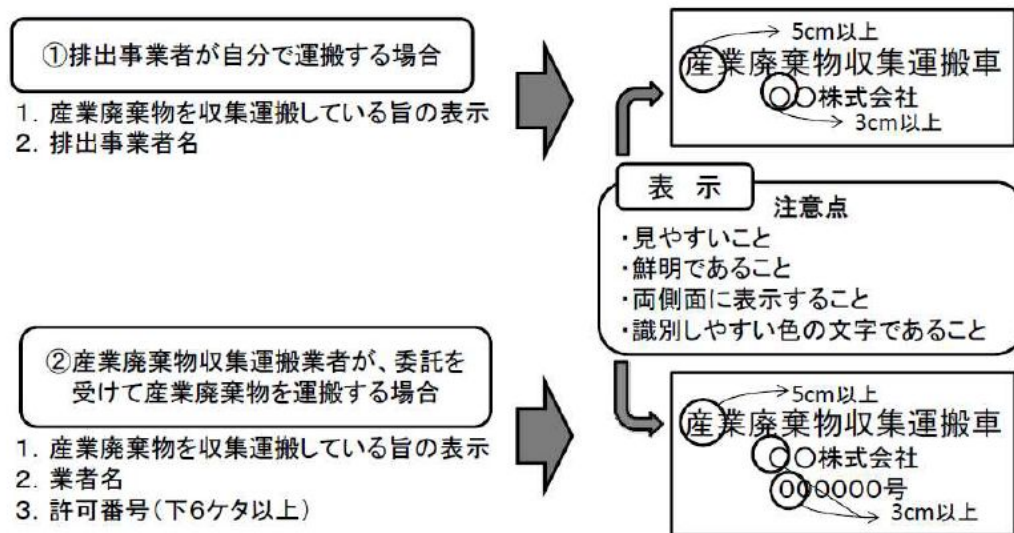


### Ⅲ 産業廃棄物の処理基準

#### 1 収集・運搬の基準

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じたりしないようにすること。
- (2) 産業廃棄物の運搬車の両側面には、見やすく鮮明な文字で、次の項目を表示すること。
- ① 排出事業者が自ら運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名
  - ② 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、収集運搬業者名、許可番号（下6けた以上）

図4 運搬車の表示



- (3) 産業廃棄物の収集運搬車には、次の書類を常時携帯すること。
- ① 排出事業者が自ら運搬する場合には次の事項を記載した書類
    - ア 氏名又は名称及び住所
    - イ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
    - ウ 運搬する産業廃棄物を積載した日
    - エ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
    - オ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
  - ② 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合
    - ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
    - イ 産業廃棄物処理業許可証の写し
- (4) 収集運搬に伴い、産業廃棄物の積替え・保管を行う場合の基準
- ① 産業廃棄物の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合以外行ってはならない。
    - ア あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。
    - イ 搬入された産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。

ウ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

② 積替えのための保管を行う場合には、産業廃棄物保管基準（上記「Ⅱ－３ 排出事業場での保管の基準」参照）に従うほか、次によること。

ア 保管量が1日当たりの平均搬出量の7日分を超えないこと。

イ 掲示板に、保管上限の数量も表示すること。

(5) 保管場所の届出・許可

① 排出事業者による、排出事業場外での保管

ア 積替え又は保管の用に供する面積が100m<sup>2</sup>以上の保管場所

・不適正処理防止条例第10条第3号の許可が必要。

・囲いに見通せる部分が必要、掲示板の大きさ・表示事項など条例独自の規定あり。

イ 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合で、保管の用に供される面積が300m<sup>2</sup>以上の保管場所

廃棄物処理法第12条第3項の届出が必要。

② 収集運搬業者による積替保管

積替保管を含む収集運搬の許可が必要。

(6) 石綿含有産業廃棄物の取扱い

① 収集運搬に当たっては、石綿含有産業廃棄物が破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合しないように区分すること。

② 石綿含有産業廃棄物の積替え・保管場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合しないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。また、掲示板に石綿含有産業廃棄物の積替え・保管の場所であることを表示すること。

(7) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱い

① 収集運搬に当たっては、水銀使用製品産業廃棄物が破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合しないように区分すること。

② 水銀使用製品産業廃棄物の積替え・保管場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他のものと混合しないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。また、掲示板に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の積替え・保管の場所であることを表示すること。

## 2 処分の基準

(1) 産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。

(2) 悪臭，騒音，振動により生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。

(3) 産業廃棄物を焼却する場合は、次の構造の焼却設備を用いて、次の方法により焼却すること。

① 設備の構造

ア 空気取入口・煙突の先端以外に燃焼設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。

エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。



オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

② 焼却の方法

- ア 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- イ 煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。
- ウ 煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。

(4) 許可が必要な処理施設

① 焼却施設

- ア 廃棄物処理法第15条第1項に該当する焼却施設
  - ・木くず等の焼却…処理能力1時間当たり200kg以上か、火格子面積2m<sup>2</sup>以上。
  - ・廃プラスチックの焼却…処理能力1日当たり100kg超か、火格子面積2m<sup>2</sup>以上。
  - ・PCBは全て。汚泥、廃油は別途基準あり。
- イ 不適正処理防止条例第10条第1号に該当する焼却施設  
排出事業場外に設置する、法の許可対象外のもので、次のいずれかに該当するもの。  
処理能力が、1時間当たり50kg以上  
火格子面積又は火床面積が、0.5m<sup>2</sup>以上  
燃焼室の容積が、0.7m<sup>3</sup>以上

② 破碎施設

- ア 廃棄物処理法第15条第1項に該当する破碎施設  
木くず、廃プラスチック、がれき類 … 処理能力1日当たり5t超
- イ 不適正処理防止条例第10条第2号に該当する破碎施設  
木くず、廃プラスチック、がれき類 … 処理能力1日当たり5t以下

③ 最終処分場

全ての最終処分場で法の許可が必要。

④ その他の施設についても、処理する廃棄物の種類・処理方法ごとに基準がある。

(5) 産業廃棄物の処分のために保管を行う場合には、産業廃棄物保管基準（上記「Ⅱ-3 排出事業場での保管の基準」参照）に従うほか、次によること。

- ① 保管量が、処理施設の1日当たりの平均処理能力の14日分を超えないこと。
- ② 掲示板に、保管上限の数量も表示すること。

(6) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生をする場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法（石綿含有産業廃棄物の熔融施設又は無害化処理施設等）により行うこと。

(7) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生をする場合は、次によること。

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等については、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ③ 安定型最終処分場への水銀使用製品産業廃棄物の埋立ては行わないこと。

### 3 禁止行為

(1) 不法投棄の禁止

廃棄物処理法では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とし、いわゆる不法投棄を厳しく禁じています。有価物の保管と称して、適切な管理をせずに長期間に渡って野積みにして放置するなどの行為も、廃棄物の不法投棄と見なされることがあります。

(2) 不法焼却の禁止

廃棄物の焼却は、一部の例外を除き、禁止されています。

例外は、①処理基準に従った構造の焼却炉で、定められた方法で焼却する場合

②他法令に基づく場合（例：家畜伝染病予防法による感染家畜死体の焼却）

③公益上又は社会慣習上やむを得ない場合、周辺環境への影響が軽微な場合。

- ・公共団体による施設管理
- ・災害の予防，応急対策，復旧
- ・風俗慣習，宗教行事
- ・農林漁業を営むため
- ・たき火等日常生活で通常行われるもので軽微なもの

※これらの例外に該当しても、周辺の生活環境に支障が生ずる場合は認められません。

(3) 不法投棄・不法焼却ともに罰則は重く、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又は併科），法人に対しては3億円以下の罰金となります。

## IV 産業廃棄物処理の委託

### 1 委託基準

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集・運搬、処分を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければなりません。

また、排出事業者としての産業廃棄物の処理責任は、委託して終わりではありません。当該産業廃棄物の最終処分（又は再生）が適正に完了されるまでを確認する必要があります。

(1) 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、収集・運搬は産業廃棄物収集運搬業者に、処分は産業廃棄物処分業者に委託すること。また、委託したい産業廃棄物の処理が、許可（産業廃棄物の種類、事業範囲）に合致する業者に委託すること。

特別管理産業廃棄物の処理に関する許可は、通常の産業廃棄物の処理の許可とは別の許可であるので、処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分の許可を持つ業者に委託すること。

(2) 排出事業者は、委託先の処理に関して、最終処分（又は再生）が終了するまで、処理状況の確認及び処理が適正に行われるために必要な措置を講じること。

- ① 現地確認や公開情報の確認等の方法により、当該処理業者が適正処理を行っているか確認をする。
- ② マニフェストの返送状況・記載内容を常に確認し、問題があれば対応措置をとる。

(3) 委託契約は、次のようにすること。

- ① 書面により、収集運搬業者・処分業者それぞれと締結すること。
- ② 契約書には、許可証の写しを添付しなければならない。
- ③ 契約書及び添付書面は、契約終了の日から5年間保存しなければならない。
- ④ 契約書には、次の事項を記載しなければならない。

産業廃棄物の種類・数量、委託契約の有効期間、支払う料金、産業廃棄物の性状等の適正処理に必要な情報、各種情報の伝達方法など。

（収集運搬）運搬の最終目的地の所在地、積替え又は保管に関する情報

（処分）処分又は再生の場所、処分方法及び施設の処理能力、最終処分施設の所在地・処分方法・施設の処理能力

(4) 排出事業者は、委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報を、委託先業者に周知しなければならない。

- ① 産業廃棄物においては、契約書に含めること。特別管理産業廃棄物については、別途事前に通知すること。
- ② 周知方法は「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（環境省）」を参考に、廃棄物データシート（WDS）に、当該廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、通常保管状況下での性状変化（腐敗、揮発等）、他の廃棄物との混合により生ずる支障、化学物質及び石綿含有産業廃棄物の含有、取扱い上の注意事項等を記載し情報提供することが考えられる。

※その他の留意すべき事項

- ・ ヘキサメチレンテトラミン等、過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、当該物質を有効に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその含有についての情報を含めること。

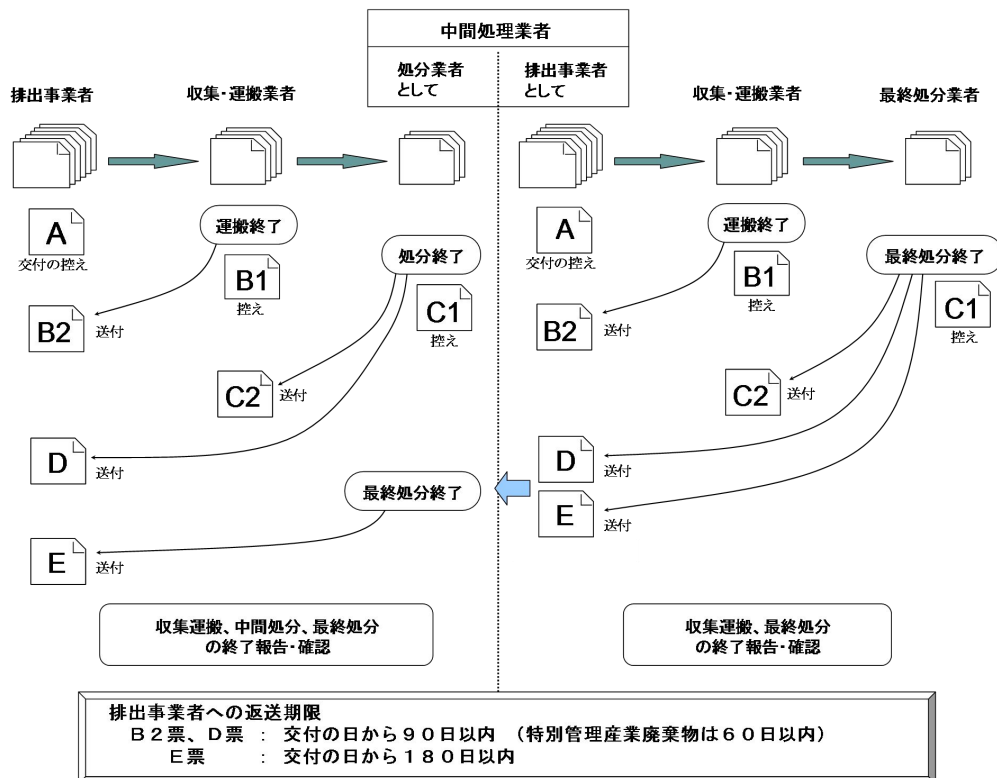
- ・ 特別管理産業廃棄物として規制されている有害物質を含有する産業廃棄物について、特別管理産業廃棄物に該当しない場合も含め、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めることが適当であること。

## 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票制度は、排出事業者がその産業廃棄物の処理責任を果たすために、委託した処理の各工程ごとに終了の報告を受けていくことで、適正に処理が行われていることを確認し、適正処理を確保しようとする制度です。

- (1) 排出事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。
- (2) 排出事業者は、交付したマニフェストの写し（A票）を、交付した日から5年間保管しなければならない。
- (3) 産業廃棄物の処理を受託した処理業者は、次の工程の処理業者への産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを回付し、自らが受託した処理が終了したことを記載したマニフェストの写しを排出事業者及び前の工程の処理業者に送付しなければならない。
- (4) 排出事業者は、送付を受けたマニフェストを、写し（A票）と照合し記載事項を確認することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことの確認をする。送付を受けたマニフェストは、受け取った日から5年間保存しなければならない。

図5 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ



(5) 次の場合、排出事業者は、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。また、把握した状況や講じた措置を、30日以内に都道府県知事・政令市の長に報告しなければならない。

- ① 運搬については90日（特別管理産業廃棄物は60日）、最終処分については180日を経過しても、 Manifestoの写しの送付がない場合。
- ② 必要事項が記載されていない、あるいは虚偽の記載のある Manifestoの写しが送付されてきた場合。
- ③ 委託した処理業者から、処理を適正に行うことが困難となった旨の通知があった場合。

(6) 電子 Manifesto 制度

電子情報のやりとりで運用する「電子 Manifesto 制度」を使用することで、従来の複写式伝票による紙 Manifesto に替えることができます。

電子 Manifesto 制度は、環境大臣から「情報処理センター」の指定を受けた（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにインターネット等を通じてアクセスし、 Manifesto 情報を管理するものです。

(7) 管理票交付状況の報告

排出事業者は、前年度1年間の Manifesto 交付状況について、6月30日までに産業廃棄物管理票交付状況報告書を、事業場の所在地を管轄する都道府県知事・政令市の長に提出しなければならない。（電子 Manifesto 利用の場合は必要ない）

### **3 再委託の禁止**

(1) 処理業者は、委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。

(2) ただし、あらかじめ排出事業者から書面により承諾を得るなど再委託の基準を満たす場合はこの限りではない。

## V 特別管理産業廃棄物の取扱い

### 1 特別管理産業廃棄物を発生する事業者の責務

- (1) 事業場ごとに、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。
- (2) 事業場ごとに帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載し、5年間保存しなければなりません。(IV 帳簿の記載及び保存を参照)
- (3) 処理を委託しようとする相手(特別管理産業廃棄物処理業者)に対し、あらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項について、廃棄物データシート(WDS)等を使用し、文書で通知しなければなりません。

### 2 特別管理産業廃棄物の保管・処理(収集運搬・処分)

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管・処理を行う場合には、廃棄物処理法第12条の2に定められた「特別管理産業廃棄物保管基準」及び「特別管理産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。
- (2) 排出事業場での保管  
排出事業場で保管を行う場合の基準(特別管理産業廃棄物保管基準)は、産業廃棄物保管基準(上記「II-3 排出事業場での保管の基準」参照)を準用し、次の事項を付け加えたもの。
  - ① 特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等の措置を講ずること。
  - ② 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講ずること。
    - ア 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物(以下「PCB汚染物」という。)又はポリ塩化ビフェニル処理物(以下「PCB処理物」という。)を容器に入れ密封する等の揮発防止措置及び高温にさらされないための措置
    - イ PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、腐食の防止措置
    - ウ 廃石綿等にあつては、梱包すること等飛散の防止措置
    - エ 廃水銀等にあつては、容器密封・腐食防止等の措置
    - オ 腐敗のおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封する等の腐敗防止措置
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬  
収集運搬を行う場合の基準(特別管理産業廃棄物処理基準)は、産業廃棄物処理基準(上記「III-2 収集運搬の基準」参照)を準用し、次の事項を付け加えたもの。
  - ① 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。
  - ② 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものにする。
  - ③ 特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、携帯すること。
  - ④ 感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等(以下「廃PCB等」という。)、PCB汚染物、若しくはPCB処理物又は廃水銀等は、密閉することができ、収納しやすく、損傷しにくい運搬容器に収納すること。
  - ⑤ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、他の物が混入しないよう仕切り等の措置を講じ、揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を行い、腐食の防止措置を講じ、腐敗防止措置を講ずること。
  - ⑥ 特別管理産業廃棄物の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合以外行つてはならない。(廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。)
    - ア あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。
    - イ 搬入された特別管理産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。

ウ 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(4) 特別管理産業廃棄物の処分

処分を行う場合の基準（特別管理産業廃棄物処理基準）は、産業廃棄物処理基準（上記「Ⅲ－２ 処分の基準」参照）を準用し、次の事項を付け加えたもの。

- ① 施設が生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- ② 特別管理産業廃棄物を焼却設備等を用いて焼却等する場合には、産業廃棄物の場合と同様の構造及び方法により焼却等すること。
- ③ 特別管理産業廃棄物により、人の健康又は生活環境に被害が生じないようにすること。
- ④ 特別管理産業廃棄物の種類ごと（廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物）に定められた処分の方法によること。

## VI 帳簿の記載及び保存

(1) 対象

- ① 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
- ② 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者
- ③ 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ④ 不適正処理防止条例により定められた小規模産業廃棄物処理施設の設置者

※ 産業廃棄物処理業者にも帳簿の記載及び保存の義務がありますが、ここでは省略します。

(2) 注意事項

- ・ 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了すること。
- ・ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後①～③までの対象事業者は5年間、④の対象事業者は3年間事業場ごとに保存すること。
- ・ ①～③までの対象事業者は、委託に係る事項は帳簿の作成が不要となりましたが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を時系列的に保存し、廃棄物の適正な管理に努めること。

(3) 記載事項

① 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

区分	記載事項
自己運搬の場合	(1) 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己処分の場合	(1) 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 (2) 処分年月日 (3) 処分方法ごとの処分量 (4) 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

② 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者

区分	記載事項
自己処分の場合	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごと持出量

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上記(1)～(3)の事項には、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含

有ばいじん等に係るこれらの事項を含むものとする。

③ 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者

区分	記載事項
自己運搬の場合※	(1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己処分の場合※	(1) 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 (2) 処分年月日 (3) 処分方法ごとの処分量 (4) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※ 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの記載事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

④ 不適正処理防止条例により定められた小規模産業廃棄物処理施設の設置者

区分	記載事項
自己運搬の場合	(1) 運搬年月日 (2) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (3) 積替え又は保管を行う場合にあつては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量
運搬の委託の場合	(1) 委託年月日 (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 (3) 運搬先ごとの委託量
自己処分の場合	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託の場合	(1) 委託年月日 (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 (3) 受託者ごとの委託の内容及び委託量

## Ⅶ 定期報告事項

### 1 多量排出事業者の処理計画・実施状況の報告

(1) 対象

前年度に年間 1,000 t 以上の産業廃棄物又は年間 50 t 以上の特別管理産業廃棄物を発生した事業場を設置する事業者

(2) 提出物

- ア 産業廃棄物の処理に関する計画（処理計画書）
- イ 前年度の実施状況（処理計画書実施状況報告書）

(3) 期日

毎年度 6 月 30 日まで



なお、柏市では、柏市ホームページにて報告された計画及び実施状況を公表しています。

## **2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況の報告**

(1) 対象

前年度中に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を実施した事業者  
（電子マニフェスト制度利用者は必要ありません。）

(2) 提出物

前年度1年間のマニフェストの交付等の状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」

(3) 期日

毎年度6月30日まで

## **3 PCB廃棄物の保管及び処分状況の報告**

(1) 対象

PCB廃棄物を保管している事業者、PCB使用製品を所有する事業者及びPCB廃棄物を処分する事業者。

なお、高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法の電気工作物に該当するものは、対象外です（電気事業法に基づく届出が必要となります。）。

(2) 提出物

前年度1年間のPCB廃棄物の保管及び処分の状況について「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）」又は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分事業者用）」

(3) 期日

毎年度6月30日まで

## ■参考資料 [URL]

- ・ 産業廃棄物管理票制度の運用について  
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k033.pdf>
- ・ 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（建設廃棄物処理指針）  
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>
- ・ 石綿含有廃棄物等の適正処理について（石綿含有廃棄物処理マニュアル）  
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k036.pdf>
- ・ 感染性廃棄物処理マニュアル  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>
- ・ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>
- ・ ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/hmt.html>
- ・ 水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月）  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

産業廃棄物の適正処理について  
事業者の皆様へ

発行: 柏市

編集: 柏市 環境部 産業廃棄物対策課

初版: 平成22年 7月

改訂: 平成24年 2月

平成26年 9月

平成28年12月

平成29年10月